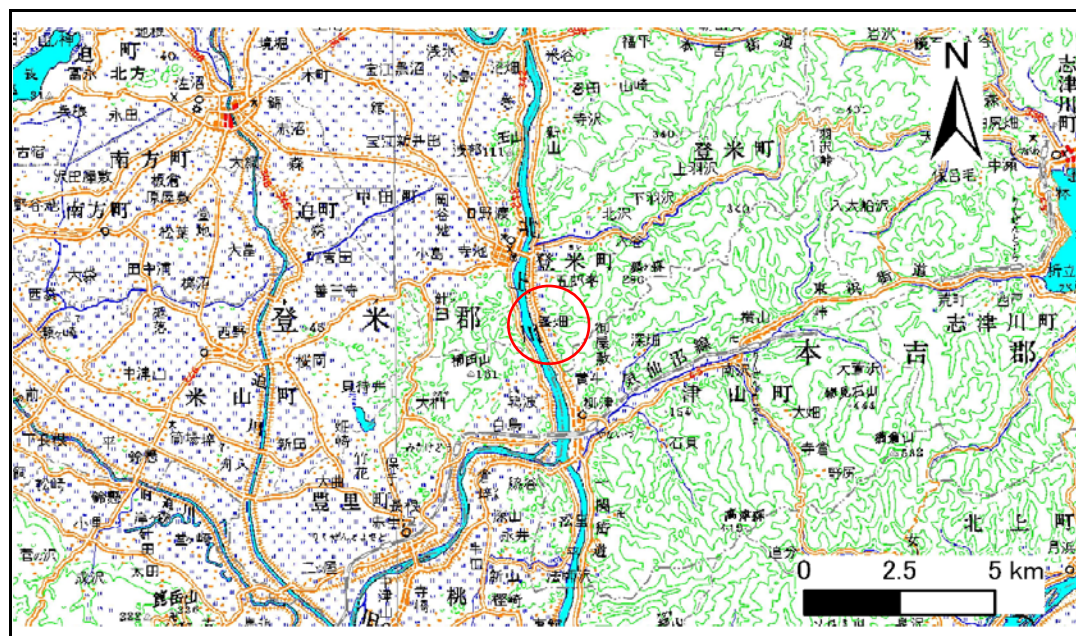


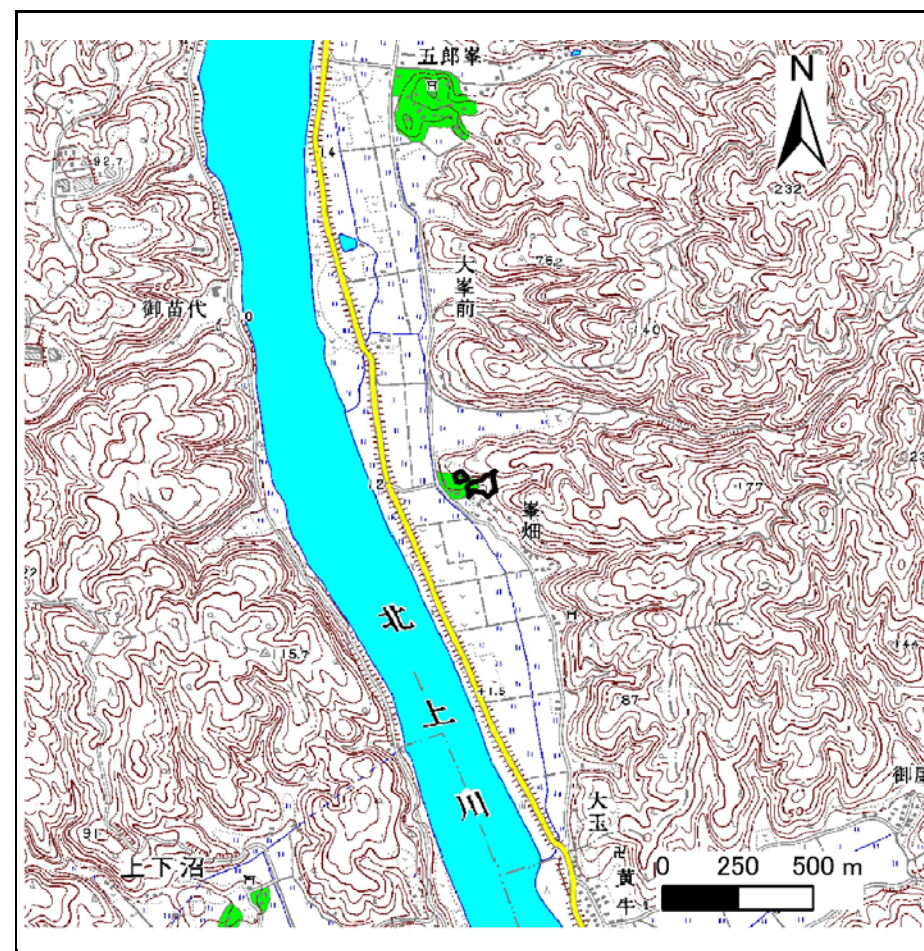
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第490号
告示年月日	平成23年6月28日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1622(1321001622)
箇所名	峰畑の2
所在地	登米市登米町大字日根牛字峯畑
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号平22東複、第85号)

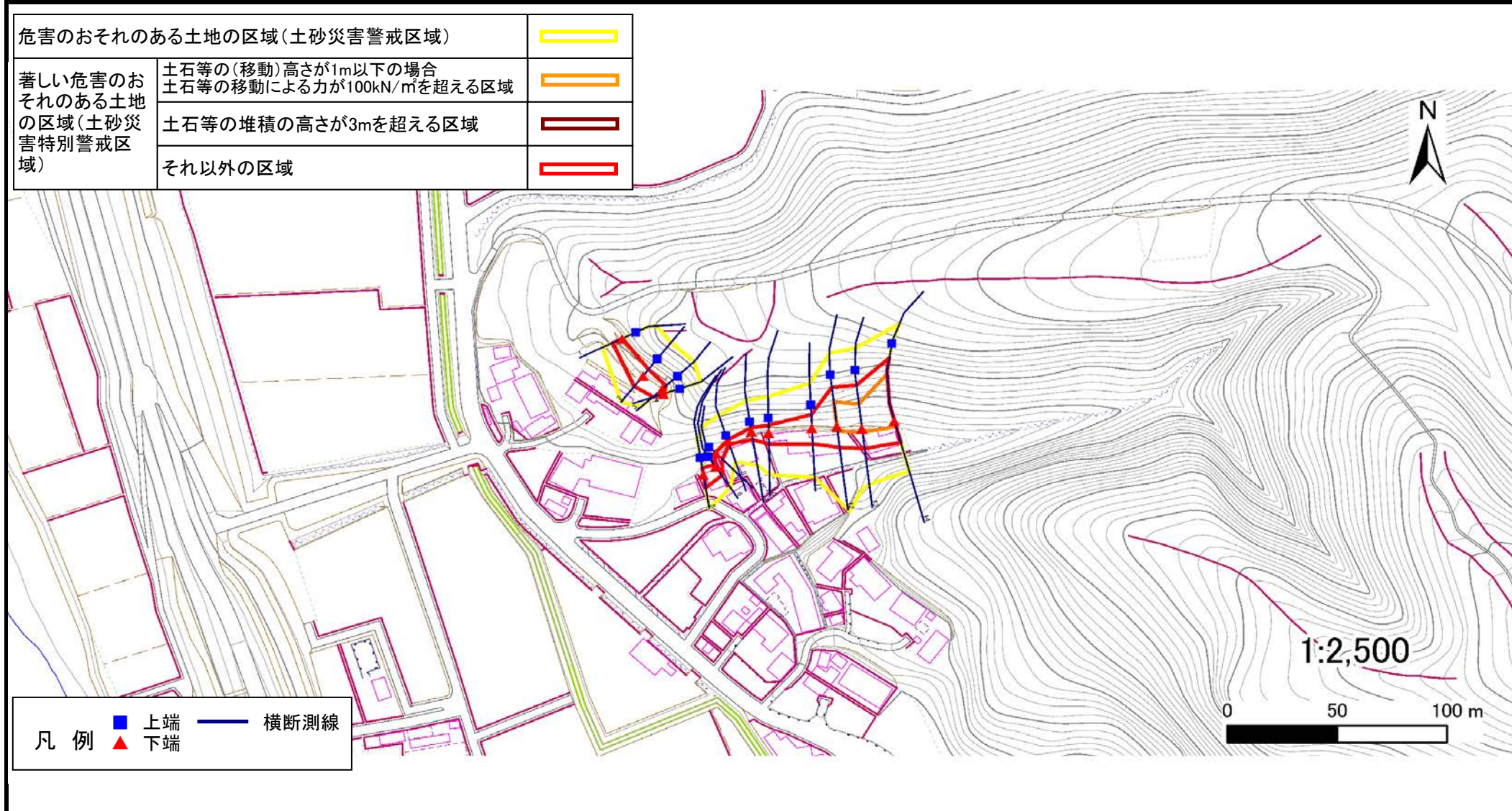
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第490号
告示年月日	平成23年6月28日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成21年度

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1622(1321001622)	箇所名	峰畑の2	所在地	登米市登米町大字日根牛字峯畑
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	----------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第490号
告示年月日	平成23年6月28日

急傾斜地の位置		箇所番号	II-自-1622(1321001622)		箇所名	峰畑の2		所在地	登米市登米町大字日根牛字峯畑								
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	83.7	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
2 ~ 3	-	-	83.7	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
3 ~ 4	-	-	72.2	1.0	-	-	8.4	1.7	~								
~									~								
5 ~ 6	-	-	79.3	1.0	-	-	9.8	2.0	~								
6 ~ 7	-	-	62.8	1.0	-	-	10.7	2.2	~								
7 ~ 8	-	-	50.4	1.0	-	-	13.4	2.7	~								
8 ~ 9	-	-	49.4	1.0	-	-	13.4	2.7	~								
9 ~ 10	-	-	69.2	1.0	-	-	14.4	2.9	~								
10 ~ 11	-	-	97.7	1.0	-	-	14.4	2.9	~								
11 ~ 12	-	-	100.0	1.0	-	-	12.7	2.6	~								
12 ~ 13	136.3	1.0	100.0	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
13 ~ 14	145.5	1.0	100.0	1.0	-	-	14.9	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								